



2026年9月30日

各位

所在地 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
会社名 フジ住宅株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 宮脇宣綱
(コード番号 8860 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 IR室長 野口恭久
(TEL 072-437-9010)

役員定年制度の見直しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、持続的な企業価値向上と計画的な経営承継を目的として、役員定年制度を見直すことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 見直しの目的

当社は、「社員のため、社員の家族のため、顧客・取引先のため、株主のため、地域社会のため、ひいては国家のために当社を経営する」という理念のもと、長期的な視点に立った経営を実践して参りました。

当社が将来にわたり持続的に成長し、社会に必要とされる企業であり続けるためには、現在の経営陣がその責任を果たすとともに、次世代の経営を担う人財を継続的に育成し、適切な時期に経営の責任と権限を次代へ継承していくことが重要であると考えております。

当社ではこれまで、取締役（社外取締役を除く）および執行役員について満60歳を定年とし、定年後についても、会社が必要と認める場合には再任を可能として参りました。

これは、年齢のみをもって個人の能力や経験を一律に判断するのではなく、長年培われた経験、知見を当社の経営に生かしていただくことを目的としたものです。

一方、当社では人財育成を重要な経営課題と位置づけ、社員一人ひとりの成長と、次世代を担う経営人財の育成・登用に継続して取り組んで参りました。

その結果、現在では各事業・各部門において、将来の経営を安心して託すことのできる優秀な人財が着実に育ち、経営人財の層も厚みを増しております。

こうした状況を踏まえ、次世代の人財に適切な時期に経営を担う機会を提供し、計画的な経営承継と経営体制の新陳代謝を一層促進するため、従来の満60歳定年を維持しつつ、満70歳を経営の責任と権限を次代へ継承する節目と位置づけ、満70歳到達後は再任を行わないことを明確化することといたしました。

なお、役員退任後についても、当社がその経験・知見を必要とし、かつ本人にも引き続き当社に貢献する意思がある場合には、相談役・顧問等として、後進の育成や経営陣への助言等に力を発揮していただくことを可能といたします。

当社は、経営の責任と権限を次代へ着実に継承するとともに、長年培われた経験と知見を次代へつないでいくことにより、世代を超えて人財が力を発揮できる経営体制の構築を進めて参ります。

2. 制度見直しの概要

区分	現行制度	今回の見直し
取締役 (社外取締役を除く)	満60歳定年。定年後も取締役会の決議により株主総会に再任をはかることが可能	満60歳定年を維持。満70歳到達後は再任しない
執行役員	満60歳定年。定年後も取締役会の決議により再任可能	満60歳定年を維持。満70歳到達後は再任しない
社外取締役	年齢による一律の定年なし	変更なし
相談役・顧問等	—	本制度の対象外

なお、取締役（社外取締役を除く）については、任期中に満70歳に達した場合、会社法上の任期との関係を踏まえ、満70歳到達後の次回定時株主総会終結の時をもって退任し、その後は再任しないものとします。

※執行役員の具体的な退任時期については、当社執行役員規程等に定めるものとします。

3. 適用開始日

2026年10月1日

4. 今後について

当社は今後も、人財こそが企業の持続的な成長を支える重要な財産であるとの考えのもと、次世代を担う人財の育成と登用を積極的に進めて参ります。

また、世代交代を単なる役職の交代にとどめることなく、当社が長年培ってきた理念、経験、知見を次世代へ確実に継承する機会と捉え、より強固で持続可能な経営体制の構築を進めて参ります。

そして、社員とその家族、顧客・取引先、株主、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様への貢献を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指して参ります。

以 上